

第5号様式(第7条関係)

会議録

会議の名称	令和7年度第3回清須市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和8年1月22日(木) 午後1時30分から午後2時30分
開催場所	清須市役所(北館)2階第1・2会議室
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和8年度清須市国民健康保険税の改正について (2) 令和8年度地方税法税制改正について (3) 令和8年度以降の清須市国民健康保険被保険者の人間ドック受診について (4) その他 4 閉会
会議資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 委員名簿 3 配席図 4 資料A-①、A-② 令和8年度確定係数における事業費納付金と標準保険税率について 5 資料B モデルケースにおける保険税額 6 資料C 令和8年度地方税法税制改正について 7 資料D 令和8年度以降の清須市国民健康保険被保険者の人間ドック受診について
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍聴人の数 (公開した場合)	1名
出席委員	公益代表：鬼頭委員、笠原委員、古川委員 保険医等代表：前田委員、大前委員、宮田委員 被保険者代表：高木委員、三宅委員、青山委員 被用者保険代表：江口委員
欠席委員	なし
事務局	(市民環境部 保険年金課) 石田市民環境部長、浅野保険年金課長、幸村保険年金課長補佐、石黒保険年金課長補佐、井上国民健康保険係長

会議の経過《意見の要旨》

●事務局

定刻となりましたので、ただ今から、「令和7年度第3回清須市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。司会を務めさせていただきます、保険年金課課長補佐の石黒でございます。会議を始める前に資料の確認をさせていただきます。1. 本日の次第、2. 委員名簿、3. 配席図、4. 資料A-①、A-② 令和8年度確定係数による事業費納付金と標準保険税率について、5. 資料B モデルケースにおける保険税額、6. 資料C 令和8年度地方税法税制改正について、7. 資料D 令和8年度以降の清須市国民健康保険被保険者の人間ドック受診について 資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、開会に先立ちまして、委員の出席状況を、ご報告させていただきます。本日は、委員全員の出席です。本協議会は、清須市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により、委員の過半数以上の出席があり、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立していることをまずご報告いたします。

本日の会議に入ります前に、委員の皆様にあらかじめご了承ください事項としまして、清須市では「附属機関等の会議の公開に関する要綱」を定めております。この中で附属機関等の会議及び会議録は、清須市情報公開条例の規定に基づき非公開という扱いをしているものを除き、原則公開することとなっております。したがって、本協議会は公開とさせていただきます。なお、事務局は、市民環境部長の石田始め、委員名簿の下段に記載しております保険年金課職員が出席しています。

それでは、傍聴者が見えておりますので、入場していただきます。しばらくお待ちください。

それでは、ただ今から、清須市国民健康保険運営協議会を開催いたします。開会にあたりまして、岩田副市長よりご挨拶申し上げます。

【副市長あいさつ】

●事務局

ありがとうございました。

それでは、会議に先立ちまして、会長よりご挨拶をいただきます。

【会長あいさつ】

●事務局

これからは、清須市 国民健康保険 運営協議会規則 第3条の規定によりまして、会長が議長となり 会務を総理していただくこととなります。

会長に、議長をお願いいたします。

●会長

清須市 国民健康保険 運営協議会規則に基づきまして、私がこの会議の進行を務め

させていただきます。

議事に入ります前に、本日の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、清須市 国民健康保険 運営協議会 規則第9条の規定により、笠原布已枝委員、青山千尋委員を指名します。

なお、会議録については、事務局で作成をお願いいたします。

それでは、次第3の議事に移ります。

(1) 令和8年度清須市国民健康保険税の改正について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

それでは、ここで副市長より諮問書を会長にお渡しさせていただきます。

この諮問書は、清須市国民健康保険運営協議会規則第2条第1項の規定に基づき、市長から運営協議会へ諮問を行うものです。

副市長お願いいたします。

<副市長、諮問書を読み上げ会長へ渡す。>

●事務局

ありがとうございました。

諮問については以上でございます。

これから議事に入りますが、副市長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

<副市長退席>

●会長

それでは、「令和8年度清須市国民健康保険税の改正について」諮問の説明をお願いします。

●事務局

委員の皆様には、ただいまの諮問書の写しをお手元に配付いたします。しばらくお待ちください。

<諮問書写しの配布>

●事務局

《資料A-①、資料A-②、資料Bを使って説明》

●会長

ありがとうございました。

今の説明に対して、質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

●委員

なぜ、前回の仮係数との違いがあるのですか？もう1つ、子ども・子育て支援分の税率も上がっていますがなぜですか？

●事務局

12月下旬、国は県に対し、確定係数にかかる指数を提示しました。その指数によって、1月20日に各市町村の事業費納付金及び標準保険税率が示されました。11月20日の仮係数算定に使用した指数より高かったため、今回の確定係数による事業費納付金と標準保険税率は、仮係数算定時より高くなっています。

また、子ども・子育て支援分について、県は、18歳以上の被保険者の減少率を1.2%減と見込んでいましたが、国は全国の減少率である5.1%減と大きかったため、愛知県の負担が増加しました。

●委員

税制改正で税率等が上がっていますが、何か被保険者へ配慮していることはありますか？

●事務局

基本的には、所得の少ない7割軽減世帯において、収入に対する割合や増加額、現役世代の1人当たりの月額増加額に配慮しました。

●委員

赤字補填について、令和8年度も引き続き同様なやり方をすれば、税金により赤字は縮小しますか？

●事務局

厚生労働省の指針では、標準的な収納率以上の収納がある場合は、税率を下げる事が可能とされていますが、本市のように収納率が基準に満たない場合は、標準保険税率以上の税率を設定する必要があるとされています。

●委員

県の示す標準収納率95.27%はいつから示されていますか？

●事務局

国保財政を県が担うこととなった平成30年度から「第1期愛知県国民健康保険運営方針」にて人口規模別標準収納率が示されており、平成29年度時点に県より素案が示されており、収納課に情報提供しています。始めの頃は93%ぐらいであったのが、徐々に上がっており、今は95%ほどになっています。

●委員

県の示す標準収納率を目標としない理由は何ですか？

●事務局

市のルールとして直近令和6年度決算の収納率+0.1%を令和8年度収納率の目標としています。

●委員

国保新聞では、高校生まで軽減対象拡大とありましたが、わかりやすく説明していただけますか？

●事務局

国民健康保険は全員、被保険者であり、全ての被保険者に均等割がかかります。ですが、現在未就学児の均等割については、半額を軽減しており、軽減にかかった額については、国が1/2、県と市が各1/4を負担しています。これは、社会保険では、被扶養者には、そもそも保険料負担がないのに比べ、国民健康保険では、全員が費用を負担する構造を是正するために行うものです。

令和9年度から、軽減の対象を未就学児までであったものを、18歳の年度末、高校生まで広げることが検討されています。費用負担は、未就学児と同様と聞いています。

●委員

収納率準不足市となっていますが、今後、収納率を確保するために、どのような方法で、いつぐらいを目途にしているのですか？

●事務局

収納課より説明いたします。収納課長を呼びますので、先に進めてください。

●会長

では、他に質問のある方はどうぞ。

●委員

資料Bのモデルケースのうち、5割軽減世帯のみ減額となっているのはなぜですか？

●事務局

こちらは、5割軽減世帯が減額になるのではなく、所得税法の改正に伴い、給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられたことにより、給与収入が同額とすると、給与所得が低くなるよう変更になったためです。給与収入が190万円以下の方が変わります。

●委員

子ども・子育て支援金について、独身税と言われていますが、PRしないと収納率にも影響があるのではないのでしょうか？

●事務局

例年、税率改正については、5月号広報とホームページにてお知らせしています。

また、7月の本算定納税通知書に「国民健康保険からのお知らせ」を同封しています。その時に、子ども・子育てのPRができれば良いと思っています。

それでは、先ほどの質問について、収納課長よりご説明します。

●委員

今後、収納率準不足市となっていますが、今後、収納率を確保するために、どのような方法で、いつぐらいを目途にしているのですか。

●収納課長

収納課では、国民健康保険税を含む、個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税などの市税及び介護保険料、後期高齢者医療保険料にかかる徴収事務を行っています。

徴収に関わる職員は5名で、地区を分担し徴収事務に当たっています。納期限を過ぎて未納となっているものについては、20日以内に督促状を出し、なお、納めない方については、催告書を出し納付を促します。それでもなお納めない方には財産調査を行い、預金、給与、生命保険など財産の差し押さえを実施します。また、この過程で納付の相談があれば、滞納者の事情に応じて分納誓約をし、納めていただきます。

このように未納となったものを、最終的に納めていただくには、滞納者1人1人に対応していかなければなりません。そして、この1人1人の対応の積み重ねが収納率の向上に繋がっていくと考えています。

令和6年度決算での国民健康保険税の収納率は92.57%、愛知県が示す標準的収納率は95.4%と2.83%の開きがございます。金額に換算すると3,700万円余の金額となります。この差が少しでも縮まるように、職員一丸となって取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●会長

ありがとうございます。

他に質問はありますか？ 質問がないようですので、委員の皆様には、第4回の運営協議会で本日の諮問に対する答申を行いたいと思いますので、お考えをまとめておいてください。

次に、(2)「令和8年度 地方税法税制改正について」を、事務局から説明をお願いします。

●事務局

《資料Cを使って説明》

●会長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

●委員

12月10日の国保新聞に、賦課限度額1万円増額とありましたが、今回の改正は

その事でしょうか？

●事務局

その事です。例年3月31日に、地方税法改正公布が予定されています。公布後、清須市の国保税条例を改正する予定としていますので、今回の増額分は含んでいません。

●委員

対象が100世帯、影響額が90万円ということですが、清須市では限度額に達する割合は何%になりますか？

●事務局

被保険者の令和7年中の収入が不明なため、確定数値はわかりませんが、令和7年度賦課において医療分で限度額超過世帯は2.44%です。税制改正をせず、賦課限度額を1万円増額することにより、超過世帯は2.38%となります。清須市は全国的にみても所得の多い方の割合が高いといえます。

●委員

1万円で100世帯だと、100万円の影響ではないですか？

●事務局

上限が66万円から67万円の1万円増額ということは、1万円増額する世帯と1万円未満の増額となる世帯がありますので、約90万円と見込まれます。

●委員

賦課限度額が上がることになってどれくらい影響がありますか？

●事務局

仮に、報道とおりに改正が行われた場合、約100世帯に影響があり、課税において約90万円の増額となります。限度額を超えている方は、限度額を上げなければ税額は変わりません。

●委員

軽減対象の世帯の割合はどれくらいですか？

●事務局

令和6年度実績では、7割軽減は23.88%、5割軽減は13.74%、2割軽減は10.68%で、軽減対象世帯は全体で48.3%です。

●委員

軽減世帯の48.3%は、自動判定ですか？

●事務局

自動判定の上、本算定で通知します。

●委員

周知方法はどのようにする予定ですか？

●事務局

例年5月号広報で、税率改正と限度額の変更を周知し、ホームページにも掲載します。7月の本算定の通知書でもお知らせします。

●会長

他に質問はよろしいでしょうか。ないようですので、次に(3)「令和8年度以降の清須市国民健康保険被保険者の人間ドック受診について」事務局から説明をお願いします。

●事務局

《資料Dを使って説明》

●会長

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。ないようですので、(4)その他について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

第4回の運営協議会の日程についてです。日程は、来週1月29日(木)午後1時30分から南館3階、307会議室となりますので、よろしく願いいたします。

●会長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。皆様方のご協力によりまして、会議を円滑に進めることができましたことを厚くお礼申し上げます。
それでは、議事を事務局へお返しします。ありがとうございました。

●事務局

本日は、長時間に渡り、誠にありがとうございました。

事務局より2点ご連絡があります。1点目は、議事録についてですが、後日、会議冒頭で会長が指名いたしましたお二人の委員に、ご署名をいただくこととしておりますので、ご協力のほど、よろしく願いします。

2点目は、次回協議会日程で都合の悪い方は、早めに事務局までご連絡ください。

これもちまして、令和7年度第3回清須市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

本日は、ご多忙の中ありがとうございました。

(午後2時30分 閉会)

会 議 の 結 果	会議の経過に示したとおり
問 合 せ 先	市民環境部 保険年金課 052-400-2911

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。

令和8年2月6日

会 長 古川 桂

委 員 笠原 布巳枝

委 員 青山 千尋